

務	00	01	10年
(令和16年3月末まで保存)			
(令和16年3月末まで有効)			

警務 第 4 0 3 号

(刑 企)

令和6年3月1日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う運用上の留意事項等について
防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第26号。以下「改正法」という。）
により、改正法による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第22条第6項に規定する自衛官診療証記号・番号等（以下「自衛官診療証記号・番号等」という。）について、「告知要求制限」の規定が設けられ、令和6年4月1日から施行されることとなった。

概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないように
されたい。

記

1 概要

改正法により、自衛官診療証記号・番号等について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止する「告知要求制限」の規定が設けられ、施行日以降、原則として、本人確認等を目的として自衛官診療証記号・番号等の告知を求めることが禁止されるものである。

2 運用上の留意事項

(1) 本人確認等のために自衛官診療証の提示等を求める際の留意事項

自衛官診療証記号・番号等については、自衛官診療証に記載がなされているところ、今後も、本人確認等のために自衛官診療証の提示を求めるることは可能であるが、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意すること。

ア　自衛官診療証の提示を受ける場合は、当該自衛官診療証の自衛官診療証記号・番号等を書き写さないこと。また、当該自衛官診療証の写しをとる（写真撮影を含む。）際は、当該写しの自衛官診療証記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。

イ　自衛官診療証の写しの提出を受けることにより本人確認等を行う場合には、提出者に対し、自衛官診療証記号・番号等にマスキングの措置を施すよう教示した上で提出を求める。また、自衛官診療証記号・番号等にマスキングが施され

ていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。

ウ　自衛官診療証記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。

(2) 刑事訴訟法に基づく手続に係る留意事項

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく手続において、自衛官診療証記号・番号等を取り扱う必要性が認められる場合については、「告知要求制限」の規定違反の問題が生じるものではない。

なお、立証上、自衛官診療証記号・番号等が必要か否かを十分に検討の上で取り扱うようにすること。

担当：警務課企画係